

○府中市立学童クラブ条例

平成元年12月14日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、小学校に就学している児童で保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、府中市立学童クラブ(以下「学童クラブ」という。)を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(平26条例17・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 学童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(平16条例10・一部改正)

(事業)

第3条 学童クラブは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。

(平26条例17・追加)

(休館日)

第4条 学童クラブの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平14条例16・一部改正、平26条例17・旧第3条繰下)

(開館時間)

第5条 学童クラブの開館時間は、小学校の下校時から午後7時までとする。ただし、府中市立小学校の授業の休業日にあつては、午前8時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、学童クラブの開館時間を変更することができる。

(平10条例40・一部改正、平26条例17・旧第4条繰下、令2条例32・一部改正)

(入会資格)

第6条 学童クラブに入会できる児童は、府中市民であつて、次の各号に掲げる要件を備

えている者とする。

- (1) 小学校に就学していること。
- (2) 保護者等の就労、疾病等の理由により適切な監護を受けられないこと。
- (3) 心身に著しい障害を有しないこと。

(平14条例33・平15条例25・一部改正、平26条例17・旧第5条繰下・一部改正)

(入会及び退会)

第7条 入会を希望する児童の保護者等は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、入会した児童が次の各号の一に該当するときは、これを退会させることができる。

- (1) 前条に規定する入会資格を欠くに至ったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(平26条例17・旧第6条繰下)

(育成料等の徴収)

第8条 市長は、学童クラブにおける児童の育成(午後6時から午後7時までの育成を除く。)に要する費用として、児童1人につき月額5,000円をその保護者から徴収する。

2 市長は、前項の費用のほか、午後6時から午後7時までの間に学童クラブにおける育成を受ける児童の保護者から、当該育成に要する費用として、児童1人につき日額400円(月を単位として当該育成を受ける児童の保護者にあつては、月額2,000円)を徴収する。

3 市長は、前2項の費用(以下「育成料」という。)のほか、学童クラブにおける児童の間食に要する費用(以下「間食費」という。)として、規則で定める額をその保護者から徴収する。

(平16条例10・全改、平26条例17・旧第7条繰下、令2条例32・一部改正)

(育成料等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の育成料及び間食費を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による育成料及び間食費の減免の基準、割合等は、規則で定める。

(平16条例10・全改、平26条例17・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平26条例17・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(府中市立児童館条例の一部改正)

- 2 府中市立児童館条例(昭和46年3月府中市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(経過規定)

- 3 この条例施行日前になされた府中市立児童館条例の規定に基づく学童クラブ入会等に係る各種手続は、この条例に基づいてなされたものとみなす。

付 則(平成2年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の府中市民医療センター条例等の規定は、平成2年2月1日から適用する。ただし、第4条の規定は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成2年9月27日条例第20号)

この条例は、平成2年12月1日から施行する。

付 則(平成3年6月29日条例第12号)

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

付 則(平成4年3月30日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成4年6月23日条例第23号)

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

付 則(平成4年9月30日条例第28号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成7年6月28日条例第14号)

この条例は、平成7年10月16日から施行する。

付 則(平成9年10月2日条例第9号)

この条例は、平成9年11月1日から施行する。ただし、別表第1住吉学童クラブの項の

改正規定は、平成10年2月2日から施行する。

付 則(平成10年12月18日条例第40号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成14年6月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月24日条例第33号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年12月26日条例第25号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年9月27日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市立学童クラブ条例第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間、同項の規定により徴収する育成料の月額、次表のとおりとする。

前年分の所得税額による世帯の区分	平成17年度	平成18年度
99,000円以下の世帯	2,000円	4,000円
99,100円以上149,000円以下の世帯	3,000円	5,000円
149,100円以上199,000円以下の世帯	4,000円	5,000円
199,100円以上の世帯	5,000円	5,000円

付 則(平成25年6月24日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則(平成26年9月26日条例第17号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

付 則(令和2年12月24日条例第32号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条)

(平2条例1・平2条例20・平3条例12・平4条例4・平4条例23・平28・平7
 条例14・平9条例9・一部改正、平16条例10・旧別表第1・一部改正、平25条例
 22・一部改正)

学童クラブの名称及び位置

名称	位置
第一学童クラブ	府中市寿町2丁目6番地
第二学童クラブ	府中市緑町1丁目29番地
第三学童クラブ	府中市片町3丁目5番地
第四学童クラブ	府中市白糸台1丁目59番地
第五学童クラブ	府中市本宿町1丁目51番地
第六学童クラブ	府中市天神町4丁目27番地
第七学童クラブ	府中市北山町2丁目20番地
第八学童クラブ	府中市是政1丁目34番地
第九学童クラブ	府中市栄町3丁目7番地
第十学童クラブ	府中市若松町4丁目32番地
武蔵台学童クラブ	府中市武蔵台2丁目3番地
住吉学童クラブ	府中市住吉町2丁目30番地
新町学童クラブ	府中市新町1丁目29番地
本宿学童クラブ	府中市本宿町4丁目19番地
白糸台学童クラブ	府中市白糸台2丁目18番地
矢崎学童クラブ	府中市矢崎町4丁目9番地
若松学童クラブ	府中市若松町3丁目3番地
小柳学童クラブ	府中市小柳町4丁目45番地
南白糸台学童クラブ	府中市押立町2丁目25番地
四谷学童クラブ	府中市四谷3丁目2740番地
南町学童クラブ	府中市南町3丁目6番地
日新学童クラブ	府中市日新町5丁目22番地